

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第八号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」としに改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の任命権者が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第五項（新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四号）附則第三項に係る」と、同項ただし書中「、「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「給与条例の適用を受ける者のその他の任命権者が定める者との権衡を考慮して任命権者が定める」とする。

3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第九条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四号）附則第二

項及び第三項に係る」とする。

(任命権者への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。